

提供日 2026/04/09
タイトル 産業廃棄物処理業許可の取消し
担当 暮らし・環境部環境局廃棄物リサイクル課
連絡先 産業廃棄物班
TEL 054-221-2424



幸福度日本一の静岡県

産業廃棄物処理業者に対し産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分を行いました。

1 処分を受けた者

所在地 愛知県安城市福釜町矢場 71 番地 1
名称 株式会社ゴールドワーク

2 処分内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）
第 14 条の 3 の 2 第 1 項に基づき、産業廃棄物収集運搬業許可を取り消す。

3 処分年月日

令和 8 年 4 月 7 日

4 処分理由

株式会社ゴールドワークは、令和 8 年 3 月 16 日に名古屋地方裁判所岡崎支部において破産手続開始の決定を受けた。

これにより、同社は、法第 14 条第 5 項第 2 号イに規定する欠格要件に該当するに至ったため。

参加者募集告知

・ 催事等の当日取材

・ 実施事業等の紹介

・ **調査結果等の公表**

＼令和8年は／
静岡県誕生150周年！



Well-Being
静岡県
SHIZUOKA PREFECTURE